

建設業労働災害防止協会
高知県支部長 殿

高知労働局長
(公印省略)

年末年始における労働災害防止の徹底について（協力依頼）

日頃より、労働行政の運営につきまして、格別の御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、県内の労働災害は、令和 7 年 1 月から 10 月までの間、休業 4 日以上之死傷災害が 715 件発生（新型コロナウイルス感染症を除く）し、また、死亡災害が 4 件発生（本年 1 月から 5 月にかけて立て続けに発生。うち 3 件が建設業）しました。

上記の労働災害発生件数は月によって増減を繰り返していますが、特に年末年始は、多くの業種で繁忙期となり、さらに、職場における感染防止対策の徹底も課題の時期となるため、災害の増加が懸念されます。

以上の労働災害発生状況及び年末年始における災害防止対策の重要性に鑑み、高知労働局では、令和 7 年 12 月 1 日から令和 8 年 1 月 31 日までの間を「年末・年始労働災害防止強化期間」として、安全管理水準及び安全衛生意識の向上を図るため、各種取組を強化します。

つきましては、貴支部におかれましても、改めて、各業種の特性を踏まえた年末年始における労働災害防止対策の強化について、会員事業場等への御指導方よろしくお願いいたします。

記

1 労働局・各労働基準監督署の取組事項

(1) 高知労働局長による安全パトロール

管内の建設工事現場に対し、労働局長自らが伺い、安全パトロールを実施します。

(2) 集中的な個別指導等の実施

県内の各労働基準監督署では、期間中に建設現場等に対して労働災害防止に係る指導を集中的に実施します。